

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年(2015年)4月24日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 小川 喜三郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成27年3月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
3月3日	生活環境課・公害試験室 消防本部・署
3月27日	契約監理室 出納室 市長公室

書類監査

監査期日	監査対象
3月27日	彦根城世界遺産登録推進室

2 監査の方法

各所属とも、平成 26 年度（平成 27 年 1 月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

生活環境課における収入未済については、差押、支払督促申立等による法的措置を行い解消に向け努力をされているが、債権管理条例等に基づきいっそうの収入未済縮減に努められたい。また新たな収入未済を発生させないよう納期限内納付の徹底に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。